

労政555 メールマガジン (10月15日号)

◇◆◇「2015年3月卒業予定者 飛騨地域就職ガイダンス」参加事業所募集中◇◆◇

下記の通り飛騨地域就職ガイダンスを開催します。会場では事業所ごとにブースを設け、人事担当者と参加求職者が直接面談することができます。現在、参加事業所を募集しておりますので、参加を希望される場合は高山市商工課までお問い合わせください。開催要領や参加申込書をお送りします。

主 催：高山市雇用促進協議会、高山市、飛騨市  
日 時：12月26日(木) 13時30分～16時  
場 所：高山市民文化会館 3階講堂  
対 象：2015年3月卒業予定の学生(高校を除く大学・短大・専門学校等)  
参加費：高山市雇用促進協議会会員または飛騨市内の事業所…無料  
          その他…10,000円  
締 切：11月1日(金)  
問合先：高山市役所 商工課 (TEL:0577-35-3144)

◇◆◇「2014 職場ガイドたかやま」掲載事業所募集中◇◆◇

高山市では毎年、求職者への情報提供を目的として、市内事業所の概要やPRを掲載した「職場ガイドたかやま」を作成しています。今年度も下記の通り作成を予定しており、現在参加事業所を募集中ですので、掲載を希望される場合は高山市商工課までお問い合わせください。作成要領や申込書をお送りします。

発 刊：高山市雇用促進協議会、高山市  
内 容：高山市内の事業所約80社の概要等  
部 数：4,500部(予定)  
費 用：高山市雇用促進協議会会員…無料  
          その他…10,000円  
締 切：10月21日(月)  
問合先：高山市役所 商工課 (TEL:0577-35-3144)

◇◆◇岐阜県の最低賃金が724円に改定！◇◆◇

県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」が、10月19日（土）から時間額724円（改正前の時間額713円から11円引上げ）に改正されます。

「最低賃金」は雇用形態に関係なく県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。最低賃金を下回る金額で労働契約を結んでもその契約は無効となり、事業者は少なくとも最低賃金額を支払わなければなりません。

詳しくは岐阜労働局労働基準部賃金室（TEL：058-245-8104）またはお近くの労働基準監督署までお尋ねください。

参考HP：

[http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu\\_naiyou/roudou\\_kijyun/chingin.html](http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/roudou_kijyun/chingin.html)

◇◆◇巡回知財無料相談の開催について◇◆◇

知的財産に関するお悩みや課題等に対して、専門家が無料で相談に応じる「知財無料相談」を行っています。

開催日：毎月第2木曜日（毎月第1金曜日までに申し込んでください）

※次回は11月14日（木）の開催です。

時 間：午後1時～2時、午後2時～3時、午後3時～4時の3回

申込先：高山市役所商工観光部商工課（TEL：0577-35-3144）

詳しくは下記のページをご参照ください。

HP：<http://www.city.takayama.lg.jp/shoukou/tizaisoudan.html>

\*\*\*\*\* メールマガジンの配信中止・アドレス変更 \*\*\*\*\*

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本 文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送 信 先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。